

○厚生労働省告示第二十三号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）第三条の規定による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百一十条第一項の規定に基づき、同項の特定分野を次のとおり公示する。

令和四年二月一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）第三条の規定による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百一十条第一項の特定分野は、次に掲げる領域において、高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野とする。

- 一 内科領域
- 二 小児科領域
- 三 皮膚科領域

- 四 精神科領域
- 五 外科領域
- 六 整形外科領域
- 七 産婦人科領域
- 八 眼科領域
- 九 耳鼻咽喉科領域
- 十 泌尿器科領域
- 十一 脳神経外科領域
- 十二 放射線科領域
- 十三 麻酔科領域
- 十四 病理領域
- 十五 臨床検査領域
- 十六 救急科領域
- 十七 形成外科領域
- 十八 リハビリテーション科領域
- 十九 総合診療領域